

平成31年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成31年2月18日（月曜日）

◎出席議員（12名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	7番 田利正文君
8番 高道洋子君	9番 高橋健一君
10番 星孝道君	11番 高橋秀樹君
12番 井脇昌美君	13番 吉田敏男君

◎欠席議員（1名）

6番 前田秀夫君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～4＞
- 日程第 3 行政報告（教育長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（足寄町民センター敷地内における
車輛損傷事故に対する損害賠償の額を定めることについて）
＜P 4～5＞
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について〔平成30年度足寄町一般会計補正
予算（第15号）〕＜P 5＞
- 日程第 6 報告承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事
務組合規約の制定並びに廃止について）＜P 5～6＞
- 日程第 7 議案第 4号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について＜P 6～
9＞
- 日程第 8 議案第 5号 平成30年度足寄町一般会計補正予算（第16号）＜P 9～
10＞
- 日程第 9 議案第 6号 平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）＜
P 10～11＞
- 日程第10 議案第 7号 平成30年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4
号）＜P 11＞
- 日程第11 議案第 8号 平成30年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）＜
P 11～12＞
- 日程第12 議案第 9号 平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第
3号）＜P 12～13＞
- 日程第13 議案第10号 平成30年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算
（第1号）＜P 13＞
- 日程第14 議案第11号 平成30年度足寄町上水道事業会計特別会計補正予算（第3
号）＜P 13～14＞
- 日程第15 議案第12号 平成30年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第
2号）＜P 14＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 6番前田秀夫君は、欠席であります。

ただいまから、平成31年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長あいさつ

○議長（吉田敏男君） 町長安久津勝彦君から、招集の御挨拶があります。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第2回臨時会に際しまして、一言招集の御挨拶をさせていただきます。

第1回の臨時会が1月18日に開催されました。その後の少し動きと申しますか、少し触れさせていただきたいというふうに思います。

2日後の1月20日に、これまで男性の部で世界最高齢の野中正造さんが残念ながらお亡くなりになりまして、私も出席させていただいてお別れをさせていただいたところであります。大変残念なことでありますけれども、これまた、いたし方のないことなのかなというふうに思っているところでございます。

その後、これまで足寄高校の存続に関して、いろいろ手厚い支援をしてきているところでありますけれども、今年度の受験願書の提出状況の報告を受けまして、52名の方が願書を提出したということで、引き続きまた2クラスは間違いなく維持できるということで、少しほっとしているところでございます。なお、民間によります新しい下宿と申しましょうか、多目的交流施設は順調に工事が進んでいると、こういう報告も受けているところでございます。今のところ、仮の入居申し込みが11名ということで聞いておりますので、着工していただいてよかったです。こんなふうに思っているところでございます。

さて、本日、審議をいただく議案の関係でありますけれども、専決処分に関する案件が3件、そして、議案といたしまして9件予定してございますので御審議賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども招集の御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、9番高橋健一君、10番星孝道君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました、第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は最初に、教育長から行政報告を受けます。

次に、報告第3号から報告第4号までの報告を受けます。

次に、報告承認第1号と議案第4号から議案第12号までを即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定

の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 行政報告を行います。

教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和明君。

○教育長(藤代和昭君) 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会よりウエタスキウィン市中学生・高校生訪問団の来町について御報告いたします。

足寄町とウエタスキウィン市は、平成2年に姉妹提携を結び、人的交流を中心に国際交流活動を続けております。このたび、ウエタスキウィン・足寄友好協会から連絡があり、中学生・高校生の訪問団一行が来町することになりました。

訪問団一行は、中学生5名、引率者2名の計7名で、本町へは3月25日から29日までの5日間滞在することになりました。

前回の第9次訪問団は、平成29年3月に10名が来町しており、今回は10回目の訪問団受け入れとなります。受け入れに当たっては、足寄町、WAの会、教育委員会の3者で受入実行委員会を組織して対応したいと考えております。

本町での滞在中は、ホームステイをしながら受入家庭や足寄高校生との交流のほか、町内公共施設の見学、七宝焼き、日本食づくりなどの日本文化体験等も計画しております。

なお、ウエタスキウィン市中学生・高校生訪問団受入実行委員会補助金として、77万

円を補正予算に計上させていただきましたので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長(吉田敏男君) これで行政報告を終わります。

◎ 報告第3号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 報告第3号専決処分の報告について(足寄町民センター敷地内における車輛損傷事故における損害賠償の額を定めることについて)の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

教育次長 沼田聡君。

○教育次長(沼田 聡君) ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

足寄町民センター敷地内における車両損傷事故に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

損害賠償総額 12万2,798円。

事故発生の場所、日時等については、別紙示談書のとおりでございます。

2ページ左側に示談書を添付しておりますので、御参照願います。

事故の概要でございますが、平成30年12月5日午後0時50分、足寄町南1条5丁目3番地の足寄町民センターの敷地内において、足寄町教育委員会が設置したイベント告知用看板が強風の影響により落下して、駐車場に停車中のタクシーに接触し、車両の運転席側ボディを破損してしまったものでございます。なお、タクシーには運転手がおりましたが、けがはありませんでした。

事故の原因でございますが、看板取り付け作業の際、専用の金具に適正に取りつけられ

ていなかったため、当日の強風にあおられて、看板が落下してしまったことが事故発生の原因となったものでございます。

過失割合につきましては、足寄町が100%、東邦交通株式会社が0%で、車両損傷事故の示談が平成31年2月4日に成立いたしましたので、町が東邦交通株式会社に対して、損害賠償金として12万2,798円を支払うこととするものでございます。

なお、3ページに事故発生現場の見取り図を添付しておりますので、御参照願います。

今後、このようなことが起きないように、看板の設置については、複数の職員で設置確認を行い、駐車場の安全管理に努めてまいりたいと思います。

以上で、報告第3号専決処分の報告とさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第4号専決処分の報告について〔平成30年度足寄町一般会計補正予算（第15号）〕の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告について、御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書。

平成30年度足寄町一般会計補正予算（第15号）を地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

補正予算の内容について申し上げます。5ページをお願いいたします。

平成30年度足寄町一般会計補正予算（第

15号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,903万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、8ページとなりますが、報告第3号で報告させていただきました車両損傷事故に伴います賠償金12万3,000円の歳出計上と、この財源といたしまして同額の賠償補償保険金の歳入計上を行ったものでございます。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

◎ 報告承認第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

専決処分書。

北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について、次のとおり専決処分する。

地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり北海道市町村総合事務組規約を定め、北海道市町村総合事務組規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

専決処分の理由は、同事務組合におきましては、地方自治法上、本来は構成団体となることができない北海道及び北海道が加入する一部事務組合が加入していることから、早急

な改善として現行規約の廃止及び北海道並びにこれら一部事務組合を除いた新規規約の制定の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

制定された規約は、別紙として10ページ以降に添付しておりますが、従前の規約から北海道及び北海道が加入する一部事務組合を除いて新規規約を制定したもので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）の件を採決をします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第242条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称。

足寄町認知症対応型共同生活介護事業所。

2、指定管理者となる団体の名称。住所が足寄町南6条2丁目7番地、団体名 社会福祉法人足寄町社会福祉協議会、代表者 会長 国見勲氏であります。

指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。

次に、指定管理者の選定経過等の御説明を申し上げます。

まず、認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームをむすびれっじに増設の計画をした背景でございますが、現在、足寄町内のグループホームは、足寄町社会福祉協議会とNPO法人ママサポートえぷろんの2団体がそれぞれ1ユニット9名の定員で運営されていますが、高齢化の進行により認知症高齢者がふえ、足寄町内において将来的にもグループホーム入所希望者は減らないものと見込まれることから、人材確保と安全・安心な運営が期待できる既存の二つの団体にグループホームの増設意向を確認いたしました。NPO法人ママサポートえぷろんからは「介護職員の確保が非常に困難であり、これ

以上手を広げることは困難」との回答があり、足寄町社会福祉協議会からは「町が必要と考える施設を整備するということであれば、介護職員の確保が課題ではあるものの、できる限り町の意向に答えたい」とのお返事をいただきましたことから、現在の計画を進めることとしたものであります。

指定管理者の候補者の選定方法及び選定経過であります。足寄町の重点施策である医療と介護、保健福祉の連携施設の拠点施設として地域交流施設小規模多機能型居宅介護事業生活支援長屋及び認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる高齢者グループホームの四つの機能を要する高齢者等複合施設むすびれっじを平成26年度以降、順次開設し、その管理運営を足寄町との密接な連携のもと、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会に指定管理者制度により、お願いをしています。

今回増設のグループホームは、既存のむすびれっじ北側にあります1ユニット目のグループホームと渡り廊下で接続する形で整備をしており、施設の管理運営の効率性・安全性との面から、むすびれっじを指定管理している受託者が既存施設とともに一括管理することが望ましく、当該施設の性格・規模及び機能が一般公募に適さないと判断し、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらず指定管理者の候補者として社会福祉法人足寄町社会福祉協議会と協議を行うことといたしました。

同法人は、昭和52年に設立され、町の福祉政策の推進において重要な役割を果たし、また福祉介護保険サービスの事業者として安心・安全な事業運営を行っていただいております。既存施設と一体的に管理することでさらに効率的・効果的な運営が期待できるものと考えております。現在、むすびれっじは、平成30年4月から3年間の指定管理者協定により、社会福祉協議会に管理運営をお願いしており、既存施設とともに、新たなグループホームをどのように充実させ、サービス向上

と運営効率化につなげるか等について、事務レベルの協議を継続的に行い、協定書の内容リスク担当について基本合意が得られたところでございます。

なお、管理経費につきましては、介護保険事業であるグループホームの利用料等収入により、グループホームに係る全経費を賄うことが可能と見込んでおり、指定管理料の支払は予定しておりません。

指定管理者協定に係る協議経過等ですが、平成31年1月21日に町から足寄町社会福祉協議会に募集要項を送付し、1月31日に同法人から指定管理者の申請書を受理いたしました。

選定委員会は2月6日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし、総合的に審査した結果、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が指定管理者の候補として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由であります。1点目は、足寄町社会福祉協議会は、町内で唯一の営利を目的としない社会福祉法人であり、高齢者組織やボランティアの育成など地域福祉を推進する中核的組織として利用者の平等利用の確保及びサービスの向上を図ることができること。2点目として、町内の福祉サービス事業に係る事業を熟知しており、デイサービス事業や訪問介護事業等を実施しているノウハウを活用し、福祉課と一体となって当該施設の効用を最大限に発揮できること。3点目として、平成26年度から当該施設と合築している認知症高齢者グループホームを含む高齢者等複合施設の安定した管理運営を行い、高い実績を残していることから、当該施設を運営する物的能力・人的能力を十分に有し、既存施設と一体的に管理することで、効率的かつ効果的な運営をすることができること。以上の3点から選定されたところでございます。

選定委員会の結果を踏まえ、本施設の指定管理者候補者として、社会福祉法人足寄町社

会福祉協議会が最適であると判断し、本議会に提案をさせていただいたところでございます。

なお、管理を行わせる期間は、既存施設の指定管理期間の終期、終わりに合わせ平成33年3月31日までの2年間で適当と判断いたしました。また、4月1日に向けた準備の状況でございますが、計画どおり建物は3月中旬までの引き渡し、備品等の納入は3月末までに完了させる予定で、また、介護職員の配置に関しましては、社会福祉協議会から足寄高校の卒業予定者を二人と十勝管内の短大・専門学校を卒業予定者二人の4月1日採用を決定しており、またパート職員の雇用、社会福祉協議会職員の配置調整等により何とか4月1日から定員枠いっぱいの9人の受け入れの見通しが立ちつつあるとの報告をいただいております。本日、この指定管理者の指定に係る議案が御承認いただきましたら、町福祉課とともに社会福祉協議会合わせて連携して4月1日のオープンに向けた準備を加速したいと考えております。

次に、資料として添付しております足寄町認知症高齢者グループホームに指定管理者基本協定書（案）の概要について、簡単に御説明申し上げます。

現在、高齢者と福祉施設の管理運営には、30年2月26日開催の臨時会で議決をいただきました指定管理者基本協定に基づき行われており、この締結済みの基本協定は、そのまま有効な協定として変更等を行わず、新設のグループホームに係る基本協定書を別途新たに締結するものでございます。

新たに協定を締結する内容は、基本的に既存協定と同様の内容としていますことから、既存協定との相違点を中心に簡単な御説明を申し上げます。

まず、16ページ、第1章総則、第1条、本協定の目的としまして、この協定は平成31年4月1日から増員となる定員9人分に対し、認知症対応型共同生活介護等を提供する施設を適正かつ円滑に管理するために必要な

基本事項を定めることを目的とすると規定しています。

また、第8条では指定期間を2年間とすること、第2章では本業務の範囲と実施条件を、飛ばしまして、17ページ第3章では本業務の実施について。

続いて、18ページ、第4章では備品等の取り扱い、第5章では業務実施に係る確認事項を規定し、第6章の指定管理料及び利用料等の第28条指定管理料の支払いでは、指定管理料の支払いはしないものと規定しています。

19ページ以降、第7章では、損害賠償及び不可抗力、第8章では指定期間の満了、第9章では指定の取り消し、第10条ではその他について規定しております。

22ページからは用語の定義、管理物件、リスク分担表、個人情報取扱特記事項を規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

以上のとおり、提案をさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第5号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第16号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました議案第5号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第16号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第5号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第16号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億6,604万円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費におきまして、道営上士幌2地区草地整備事業負担金といたしまして838万7,000円、道営足寄築農地整備(担い手育成型)事業負担金といたしまして2,039万5,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第5目国際交流推進費、第18節備品購入費におきまして、増員する国際交流員用住宅の所蔵備品といたしまして67万9,000円を計上いたしました。

第19節負担金補助及び交付金におきまし

て、ウエタスキウィン市中高生訪問団受入実行委員会補助金といたしまして77万円を計上いたしました。

以上で、歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

10ページにお戻りください。

10ページ、第12款分担金及び負担金、第1項分担金におきまして、農業費分担金といたしまして道営2事業の受益者分担金を合わせて1,738万4,000円を計上いたしました。

第15款道支出金、第2項道補助金におきまして農業経営高度化支援事業道補助金といたしまして569万円、農業競争力基盤強化特別対策事業道補助金といたしまして285万円を計上いたしました。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして1,067万4,000円を計上いたしました。

3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正、追加3件をお願いしてございます。

4ページをお願いいたします。

4ページから6ページで第3表といたしまして、債務負担補正といたしまして、平成30年度当初から業務開始を必要とする複写機使用料など46件の追加と変更1件をお願いするものでございます。

以上で、議案第5号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第16号)の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第3款民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、12ページから14ページ。

第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、第8款土木費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、14ページから16ページ。

第10款教育費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳出、総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、10ページにお戻りください。

歳入に入ります。

10ページから11ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳入、総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 3ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加3件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、4ページから6ページ。

第3表債務負担行為補正追加46件、変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第5号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第16号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第5号平成30年度足寄町一般会計補正予算(第16号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第6号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました議案第6号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり20ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為といたしまして、平成31年度当初から業務開始を必要とする簡易水道各施設の施設維持検針等業務委託の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

20ページ、第1表債務負担行為1件、質

疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これから、議案第6平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第6号平成30年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第7号平成30年度足寄町公共下水道事特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長(増田 徹君) ただいま議題となりました議案第7号平成30年度足寄町公共下水道事特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。補正予算つづり22ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為補正といたしまして、平成31年度当初から業務開始を必要とする下水道終末処理場維持管理業務など2件の追加をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申

上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

22ページ、第1表債務負担行為補正2件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号平成30年度足寄町公共下水道事特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第7号平成30年度足寄町公共下水道事特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第8号平成30年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長(丸山晃徳君) ただいま議題となりました議案第8号平成30年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

24ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、平成

31年度開始当初から介護保険特別会計の事業運営に必要な業務委託1件、介護士ボランティアの業務委託につきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

24ページ、第1表債務負担行為1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号平成30年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号平成30年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第9号平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました議案第9号平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます

26ページをお開きください。

第1表債務負担行為でございますが、平成31年度開始当初から特別養護老人ホームの事業運営に必要な業務委託4件、警備、電気工作物保安管理、清掃・洗濯の各業務委託につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

26ページ、第1表債務負担行為4件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号平成30年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第10号平成30年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第10号平成30年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

28ページをお開き願います。

第1表の債務負担行為補正でございますが、平成31年度開始当初から資源ごみ処理等特別会計の事業運営に必要な業務委託、銀河クリーンセンター維持管理業務委託ほか2件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

28ページ、第1表債務負担行為3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号平成30年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号平成30年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第11号平成30年度足寄町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました議案第11号平成30年度足寄町上水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり29ページをお開き願います。

第2条でございますが、予算第8条の次に、次の1条を加え、第9条として債務負担行為を加え、平成31年度当初から業務開始を必要とする施設維持検針等業務委託など2件につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

第2条債務負担行為、第9条の追加2件、

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号平成30年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第11号平成30年度足寄町上水道事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第12号平成30年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 川島英明君。

○病院事務長(川島英明君) ただいま議題となりました議案第12号平成30年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を御説明申し上げます。

31ページをお開き願います。

第2条関係でございますが、予算第10条の次に第11条として債務負担行為を加え、平成31年4月1日から業務開始を必要とす

る夜間警備等業務委託など3件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上のとおり提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

第2条債務負担行為、第11条の追加3件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第12号平成30年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第12号平成30年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成31年第2回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時55分 閉会